

国際離婚と国境を越えた子どもの連れ去り

～子どもの奪取条約について考える～

第三特別調査室 おおやま ひさし
大山 尚

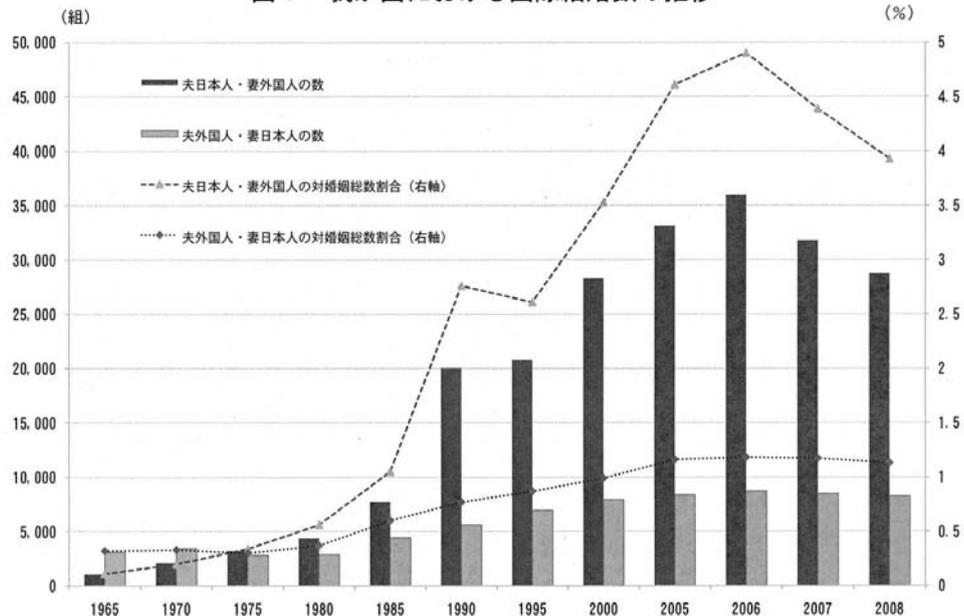
《 目次 》

1. はじめに
2. 子どもの奪取条約とは
3. 子どもの連れ去りをめぐる現状
4. 子どもの奪取条約と国内法
5. 欧米各国からの要請と外務省の対応
6. おわりに

1. はじめに

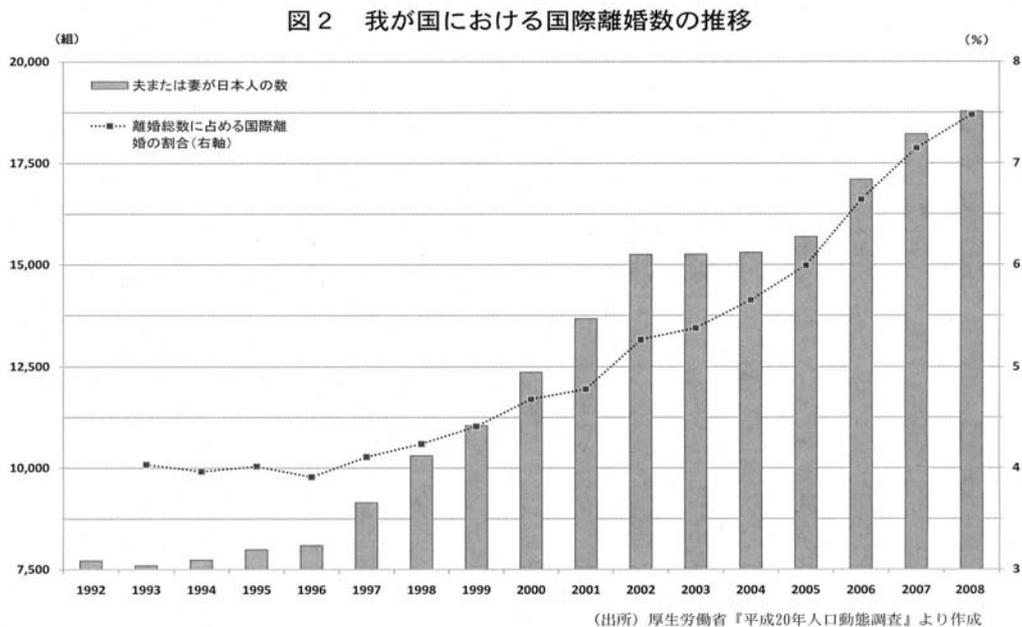
日本人と外国人との国際結婚の増加に伴い、国際離婚あるいは夫婦が別居する件数（図1・2参照）も増加しており、一方の親による国境を越えた子どもの連れ去りが問題となっている。

図1 我が国における国際結婚数の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集2010』より作成

本稿では、この問題を解決するための国際条約である 1980（昭和 55）年の「国際的な子どもの奪取の民事面に関するハーグ条約」（Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction）（以下「子どもの奪取条約」という。）について紹介するとともに、この条約にまだ加盟していない我が国が、国境を越えた子どもの連れ去りの問題に今後どのように対応すべきかを考えることとしたい。



2. 子どもの奪取条約とは

(1) 目的

子どもの奪取条約は、ハーグ国際私法会議第 14 回会期（昭和 55（1980）年 1 月 6 日から 25 日まで開催）において採択されたものであり、①締約国に不法に連れ去られた子ども又は締約国に不法に拘束されている子どもの迅速な返還を確保すること、②締約国の法律の下における監護権又は面接交渉権が他の締約国において実効的に尊重されることを保障することを目的（2 条）としている。

(2) 概要

子どもの奪取条約は、その前文において、子どもの利益が最も重要であり、①子どもの不法な連れ去り又は拘束から生じる有害な結果から子どもを国際的に保護すること、②子どもの常居所地の国への迅速な返還を保障する手続を確立すること、③面接交渉権の保護を確保するために署名国はこの条約を締結することについて触れており、各締約国における「中央当局」の指定等の必要な国際協力のシステム、子どもの返還を命じる裁判の準則等を定めている。

なお、中央当局とは、子どもの奪取条約の各締約国において条約を機能させる責任を負う組織であり、多くの国においては、我が国の外務省あるいは法務省に相当する組織が中央当局として機能している。また、中央当局は、対外的には、他の締約国の中央当局と協力する役割を、対内的には、子どもの奪取条約を適用する上で国内の裁判所や行政機関相互の協力を促進する役割を担っている¹。

子どもの奪取条約の締約国は、不法に子どもを連れ去られた監護権者（共同監護、単独監護を問わない）からの申立てを受けて、条約上の例外事由（返還が子どもを肉体的あるいは精神的危機にさらすこと等）がない限り、居住していた国に子どもが迅速に返還されるように努めること等の義務を負うが、監護権を巡る父母間の争い等については、子どもの返還後に元々子どもが居住していた国の裁判所において決着をつけることになる。

これは、子どもの奪取条約は、子どもが連れ去られた場合の返還手続を定めることを目的とするものであり、奪取者に対して刑事上の制裁を科したり、国が強制的に子どもを連れ戻すためのものではないためである。

なお、返還請求権者は子どもを監護する実体上の権利を有しなければならないとされているほか、子どもの奪取条約の対象となるのは16歳未満とされており、子どもが16歳になった時点で子どもの奪取条約に基づいて進められていた手続は終了することになる。

また、居住していた国の法律、手続に従って適法に連れて来られた子どもは、子どもの奪取条約によっても元々の居住国に送還されることはない。

（3）各国の加盟状況

平成22（2010）年6月1日現在、子どもの奪取条約の加盟国は82か国であるが、地域的には欧州、米州諸国が多く、アジア地域では、タイ、スリランカが加盟しているが、我が国を始めとする多くの国は未加盟であり²、アフリカ地域においても、加盟国は南アフリカ、ジンバブエ、モーリシャス、モロッコにとどまっている。

また、米国を始めとする多くの欧米諸国からは、G8の国々の中で子どもの奪取条約に未加盟である我が国やロシアに対して同条約の早期加盟を求める意見が出されている。

3. 子どもの連れ去りをめぐる現状

世界的に見た子どもの連れ去りの実情は必ずしも分かっていないが、欧米の多くの国においては、国際結婚をした夫婦の一方により国境を越えた子どもの連れ去りが起きた場合には、子どもの奪取条約に基づいて子どもの捜索等の際に国家間の協力手続を利用できる。

これに対して我が国の場合には、子どもの奪取条約に加盟していないため、外国から我が国へ、あるいは我が国から外国へ子どもが連れ去られた場合、連れ去られた子どもの居場所を探す際の情報提供等においても、関係国の警察等の機関の協力を得ることは困難であり、原則として当事者が自力で対応する必要がある。また、子どもの居場所が判明して

1 横山潤「国際的な子の奪取に関するハーグ条約」『一橋大学研究年報 法学研究34』（平12.10）26頁

2 ハーグ国際私法会議HP：http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.status&cid=24

も、その返還を求めるための実効性のある手段を有していないのが現状である。

(1) 我が国への連れ去り

平成 22 (2010) 年 5 月に米国国務省が発表した「子どもの奪取条約の順守状況に関する年次報告書」(2009 会計年度：2008 年 10 月～2009 年 9 月)によれば、米国から他国に子どもが連れ去られた件数は 1,135 件である。そのうち我が国に子どもが連れ去られた事案は 23 件となっており、他国から米国への連れ去りも 324 件あった³。

また、在英国日本大使館によれば、2008 年に英国から外国へ子どもが連れ去られた事例は 336 件と報告されており、東アジアにおいては日本人が関わる事例が多くなっているという⁴。

なお、子どもの連れ去りをめぐって我が国の裁判で争われた事案については、欧米系の男性と結婚していた日本人の女性が子どもを連れて帰った場合が比較的多いと言われている。

(2) 我が国からの連れ去り

厚生労働省の人口動態調査によれば、国際結婚の場合、日本人の男性はアジア系の女性と、日本人の女性は欧米系の男性と結婚する傾向が見られる。日本人男性とアジアの国々の女性との国際結婚が近年増加していることに伴い、外国人の妻が無断で子どもを母国へ連れて帰るケースも見られるようになってきているが、アジア地域の国の多くは子どもの奪取条約に未加盟であるため、我が国において子どもの返還を求めるための訴訟を起こしても実効性は期待できず、政府にも解決策がないのが実情である⁵。

ちなみに、子どもの奪取条約が実効性を持つには、国境を越えた子どもの連れ去りに関係する国がいずれも同条約に加盟していることが必要とされ、我が国が子どもの奪取条約に加盟したとしても、これによってアジア地域の国と我が国との間で生じた国境を越えた子どもの連れ去りの問題が直ちに解決することにはならない。

なお、我が国からの子どもの連れ去りについては、夫婦の離婚後の場合のほか、婚姻中に行われる場合も考えられるが、後者の場合であっても、連れ去り行為が行われた時点において、もう一方の親がその行為に同意したであろう状況がなければ、我が国が子どもの奪取条約に加盟している場合には、同条約が適用されることも考えられる。

また、我が国で離婚すれば妻に親権を取られて子どもと会えなくなるとの懸念から、外国人の父親が日本人の母親に無断で子どもを母国に連れ去る事例も見られるが⁶、このようなケースについては、面接交渉権が認められる場合には解決の余地もあろう。

3 『日本経済新聞』(平 22.6.3)

4 在英国日本大使館HP : http://www.uk.emb-japan.go.jp/jp/consulate/21_08_17_shinken.html

5 『東京新聞』(平 20.4.20)

6 『毎日新聞』夕刊(平 21.9.3)

(3) 子どもの連れ去りと欧米各国の刑罰規定

国によっては、一方の親が他方の親の同意を得ずに国外に子どもを連れ去る行為が犯罪とされており、米国の連邦法では、父母のいずれもが監護権を有する場合又は離婚後も子どもの親権を共同で保有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子どもを連れ去る行為は実子誘拐罪とされている⁷。

また、フランスでは、結婚中又は同居中、一方の親が他方の親に無断で子どもを連れ去る行為は監護権行使の侵害に当たり犯罪とされ、父又は母が他の親の承諾を得ずに子どもを連れ去って別のところで生活を始めた場合、連れ去りが平穩に行われたとしても他の親の監護権行使を侵害する犯罪であるとみなされる⁸。

なお、英国⁴やカナダ⁹等においても同趣旨の刑罰規定が設けられている。

4. 子どもの奪取条約と国内法

我が国の国内法では、子どもの連れ去りに対処するための手段（表1参照）が十分に整っておらず、我が国の子どもの奪取条約加盟に際して最も障害となるのは、我が国の国内法において直接強制が強制執行の手段として一般には認められていないことであるという指摘もある¹⁰。

このため、我が国において子どもの連れ去りが生じた場合には、対応に時間と費用を要することが多いと言われており、時間が経過するほど子どもが新しい環境になじみ、子どもの返還が困難になるという問題が生じる。このような事態は、子どもの奪取条約において子どもの返還を拒むことができる例外事由として挙げられており、子どもが環境の変化に順応しやすいことから、国境を越えた子どもの連れ去りが起こった場合には早急な原状回復が必要とされる理由ともなっている。

ちなみに、我が国が子どもの奪取条約に加盟するための国内法の整備として、中央当局となる機関の設置（中央当局をどの府省が担当するかを含む）のための国家行政組織法改正や裁判所が子どもの元の居住国への返還命令を出すための根拠となる特別法の制定を検討する必要がある。

また、法制審議会（法相の諮問機関）の答申等を得るのに必要な時間を考慮すると、我が国が子どもの奪取条約を批准するためには2年程度が必要と言われて¹¹。

7 在米国日本大使館HP：http://us.emb-japan.go.jp/j/html/file/oshirase_shinken_090305.html

8 在仏日本大使館HP：<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/special/etc/nichifutu.html>

9 在カナダ日本大使館HP：

http://www.ca.emb-japan.go.jp/JapaneseSite/Ryoji/konoshinkenmondai_oct2609.html

10 西谷祐子「国境を越えた子の奪取をめぐる問題」水野紀子編『家族—ジェンダーと自由と法』（東北大学出版会 2006.11）426頁

11 『読売新聞』（平21.10.18）

表1 我が国における子どもの返還手段の概要と問題点

	概 要	問題点
通常の民事訴訟による引渡請求	親権者から非親権者に対し、親権行使の妨害排除を請求	迅速性、実効性で劣る
家事審判による引渡請求	子の監護についての処分（民法 766 条）に基づき、家庭裁判所の審判による引渡し請求	子どもが海外にいる場合、実効性が乏しい
人身保護請求	監護権等の実体権と無関係に、人身保護命令（人身保護法に基づく人身保護規則 2 条）による身体の自由の迅速・実効性ある回復	子どもが国外に連れ去られた場合、実効性がない
刑事手続	未成年者略取・誘拐罪（刑法 224 条）の適用による子どもの奪取の防止	家庭内紛争への刑事司法の介入に対する批判
外国判決の承認・執行	子どもの従前の常居所国において引渡しを求める判決・決定を得て、その承認・執行を日本で求める（民事執行法 22 条、24 条）	多くの時間・コストを要し、時間の経過とともに新しい環境になじんだ子どもの返還が困難になる

（出所）西谷祐子「国境を越えた子の奪取をめぐる諸問題」、橋爪誠「渉外的な子の奪取における返還の否定」を参考に作成

5. 欧米各国からの要請と外務省の対応

我が国が子どもの奪取条約に未加盟である状況に対しては、欧米各国を始めとする国々から、これまでに何度も我が国に対して加盟を求める要請が行われており、その主なものは次のとおり（表2参照）である。

このような欧米各国等から我が国に対する子どもの奪取条約への加盟要請に対しては、我が国の外務省は次のような対応を行っている。

まず、平成 21（2009）年 12 月、外務省は総合外交政策局に「子の親権問題担当室」を設置し、子どもの奪取条約に加盟する場合の課題等について検討することとした。

また、平成 21（2009）年 12 月には、フランスとの間で、子どもの親権問題に係る情報を交換し、両国の現行国内法制を踏まえた当事者への支援の可能性について協議を行うことを目的とした連絡協議会を設け、その後、米国との間にも同様の協議会を設けた¹²。

このほか、平成 22（2010）年 2 月、子どもの親権問題についての我が国の取組に対する理解を深める目的で各国の在京大使館に対する説明会を実施している¹³。

さらに、平成 22（2010）年 5 月から、我が国における子どもの奪取条約締結の可能性

12 在日米国大使館HP：http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-20100122-72.html

13 外務省HP：http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/2/0210_06.html

表2 我が国の子どもの奪取条約加盟をめぐる欧米諸国等の主な動き

日時	関係国	関係機関・会談名	概要
2005年12月	在京領事・総務関係者団体(TCAC)	子どもの奪取条約についてのセミナー	我が国の子どもの奪取条約加盟を要請
2008年3月	ハーグ国際私法会議常設事務局等	シンポジウム「ハーグ条約：21世紀における国際的な子の権利」	子どもの奪取条約への我が国の加盟を要請
2008年7月	カナダ	日加首脳会談	子どもの奪取条約への我が国の加盟を要請
2008年11月	カナダ	日加外相会談	子どもの奪取条約への我が国の加盟を要請
2009年3月	米国	連邦議会下院	子どもの奪取条約未加盟国の加盟要求を決議
2009年3月	米国	日米外相会談	我が国の子どもの奪取条約加盟の検討を要請
2009年5月	カナダ	日加外相会談	子どもの奪取条約への我が国の加盟を要請
2009年5月	米、英、仏、カナダ	臨時代理大使・公使等	我が国の子どもの奪取条約の早期批准を求める共同声明発表
2009年9月	英国	日英外相会談	子どもの親権問題に言及
2009年10月	英国	主席大臣兼ビジネス・イノベーション・技能大臣総理表敬	我が国の子どもの奪取条約加盟の検討を要請
2009年10月	米、豪、カナダ、仏、伊、NZ、スペイン、英	法相と大使・公使の会談	我が国の子どもの奪取条約早期批准を要請
2009年12月	米国	連邦議会上院超党派議員(外交委員長等)	大統領に我が国の子どもの奪取条約早期加盟要求等を内容とする書簡送付
2009年12月	米国	連邦議会下院人権委員会公聴会	米国政府に子どもの連れ去りに対応しない国に罰則を科すことを求める意見あり
2010年1月	米、豪、カナダ、仏、伊、NZ、スペイン、英	外相と大使・公使の会談	我が国の子どもの奪取条約早期批准を要請、会談後に同条約加盟は日本を母国とする親にも利益となるとの声明発表
2010年3月	フランス	外務・欧州担当大臣総理表敬	子どもの親権問題に懸念表明
2010年3月	フランス	日仏外相会談	子どもの親権問題に言及
2010年3月	米、豪、カナダ、仏、伊、NZ、スペイン、英	大使・公使による共同声明	我が国が関係する国際的な親による子どもの連れ去り増加に懸念表明、子どもの奪取条約早期批准を要請
2010年5月	米国	連邦議会下院	国際結婚破綻後の日本人による子どもの連れ去りを非難し、我が国の子どもの奪取条約早期加盟等を求める等の決議案提出

(出所) 外務省HP、在日米国大使館HP、在日カナダ大使館HPから作成

検討のため、「国境を越えた子どもの移動に関する問題の当事者」となった経験のある者を対象にしたアンケートを実施している¹⁴。

また、外務省は、国境を越えた子どもの連れ去りを事前に防止するため、本省や在外公館のホームページにおいて、「未成年者の旅券発給申請における注意点」を掲載している。

これは、未成年の子どもに対する日本国旅券の発給申請の際、子どもの旅券申請に同意しないとの意思表示がもう一方の親権者から都道府県旅券事務所や在外公館に対してあらかじめ行われているときは、当該申請が両親の合意によることが確認されてから旅券を発給することになると説明したものである。このため、子どもの旅券申請についてあらかじめ不同意の意思表示を行っていた側の親権者に対しては、同人が作成（自署）した「旅券申請同意書」の提出意思の有無を尋ね、同意書の提出が行われた後に子どもの旅券を発給している¹⁵。

なお、ハーグ国際私法会議の常設事務局によれば、現在、我が国以外にも韓国、シンガポール、インド、ロシアにおいて子どもの奪取条約への加盟を検討中であるという¹⁶。

6. おわりに

これまで、国境を越えた子どもの連れ去りの問題に対する有効な解決手段の一つとして評価されている子どもの奪取条約とその周辺の問題について概観してきたが、国境を越えた子どもの連れ去りは我が国においても問題となっており、何らかの対応が必要である。

子どもの奪取条約に未加盟の我が国が今後どのように対応すべきかを考える際に忘れてはならないのは、同条約は、子どもの福祉を重視する見地から、連れ去られた子どもを元々居住していた国に早急に返す原状回復措置が子どもの福祉に最も適うという観点からつくられた条約であるということである。

したがって、その後の監護権の在り方等の実体上の問題については当該国の法規に基づいて裁判等の場で判断されることになり、国境を越えた子どもの連れ去りの背景の中には児童虐待や配偶者暴力等の深刻な問題が含まれているかもしれないが、手続上の問題と実体上の問題とは切り離して考えなければならない。

現状においては、我が国が子どもの奪取条約に加盟していないため関係機関による協力が十分に得られず、我が国に連れ去られた子どもの居場所等の情報の入手は非常に困難であり、少なくともこのような状況が改善されることが望ましく、我が国が欧米の子どもの奪取条約の加盟国から「子どもの奪取者のサンクチュアリ」とみられるような事態は避けなければならない。

また、我が国が子どもの奪取条約に加盟しないままであれば、外国における離婚裁判の際に、親との面会交渉等のために日本に連れて行くと子どもの返還を保障する実効的な手段がないことを理由に、子どもの監護権をめぐる問題で外国に住む日本人が不利な立場に

14 外務省HP : http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/ko_haag.html

15 外務省HP : <http://www.mofa.go.jp/announce/info/passport.html>

16 『朝日新聞』（平 22. 5. 7）

立たされるかもしれないという指摘もある¹⁷。

逆に、我が国から国外に子どもが連れ去られる事態も生じているが、我が国が子どもの奪取条約に加盟することにより、子どもの連れ去り先の国が同条約に未加盟である場合には、事態の打開を図るため、相手国に対して子どもの奪取条約への加盟を要求することができるようになる外交上の利点も大きいと思われる。

また、両親の離婚後の子どもに対する親権の在り方についても、現行の単独親権のままがよいのか、あるいは多くの欧米諸国のように共同親権を採用した方がよいのかについても議論することが求められる。

このほか、どのような形で実施するかについては検討の余地があるものの、離婚後に監護権を有しない場合であっても、親が自分の子どもと面会できるような方策も考える必要がある。

我が国が子どもの奪取条約に加盟するために解決すべき問題は多いが、同条約への加盟は国境を越えた子どもの連れ去りの問題を解決するために有効な手段であり、我が国も子どもの奪取条約への加盟を真剣に検討することが必要な時期に来ており、政府においても、外相及び法相に対して我が国の子どもの奪取条約への早期加盟に向けての検討について鳩山総理（当時）から指示があり、早ければ平成 23 年の常会に提出することを目指し、国内法整備も検討することとしている¹⁸。

いずれにしても、我が国の子どもの奪取条約加盟については、子どもの福祉を確保する観点からの議論が不可欠であり、賛否両方の立場から十分な議論を行い、その過程で明らかとなった様々な問題点に対する対応策を考えた上で、早期に結論を出すことが求められる。

17 西谷前掲 429 頁

18 『朝日新聞』（平 22. 2. 26）

【参考文献】

早川眞一郎ほか「国際的な子の奪取の民事面に関する条約の実施に関する法律試案及び開設」『民商法雑誌』119 巻 2 号（平 10. 11. 15）

織田有基子「「子の奪取に関するハーグ条約」の実際の適用と日本による批准の可能性」『国際法外交雑誌』95 巻 2 号（1996. 6）

横山潤「国際的な子の奪取に関するハーグ条約」『一橋大学研究年報』（法学研究 34 平 12. 10. 10）

西谷祐子「国境を越えた子の奪取をめぐる問題」水野紀子編『家族—ジェンダーと自由と法』（東北大学出版会 2006. 11）

織田有基子「国際的な子の奪取の問題に対するハーグ国際私法会議の取り組み方の現状と課題」横田洋三ほか編『現代国際法と国連・人権・裁判』（国際書院 2003. 5）

南敏文「ハーグ国際私法会議第 14 回会期の概要」『民事月報』38 巻 2 号（昭 58. 2）

樋爪誠「渉外的な子の奪取における返還の否定」『立命館法學』271・272 号（2000. 3・

4)

樋爪誠「涉外法における子の利益－渉外的な子の奪取における返還の否定から－」『立命館法學』275号(2001. 1)

谷英樹「日本における親権・監護法制の問題点と課題」財団法人日弁連法務研究財団離婚後の子どもの親権及び監護に関する比較法的研究会編『子どもの福祉と共同親権 別居・離婚に伴う親権・監護法制の比較法研究』(日本加除出版 平19.11)